

津久井地区防災計画



(黄色い小旗による安否確認)

津久井地区防災計画【本編】 もくじ

1	津久井地区防災計画のねらい	1
2	用語の説明	3
3	津久井地区における災害	6
	津久井地区ではどんな災害の危険があるの？	
	地震	
	土砂災害	
	大雪	
4	災害時にどう動くか！	9
	地震編	
	・安否確認の方法 ～黄色い小旗の活用～	
	土砂災害編	
	・自主防災隊の役割（風水害）	
	・自治会館の開設手順	
	大雪編	
5	日頃からの災害への備え ～災害による被害を軽減するためには～	16
	(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み	
	(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み	
	(3) 災害の発生を想定した防災訓練の実施	
	(4) 継続的に津久井地区の防災力を向上させる取組み	

1 津久井地区防災計画のねらい

災害は、人々の生命や財産を一瞬にして奪い去っていきます。

災害による犠牲者を出さないためには、地域で発生する災害や災害に備えて日頃からやっておくべきことなどを知っておくことが重要です。

この計画では、

「津久井地区から災害による犠牲者を出さない」

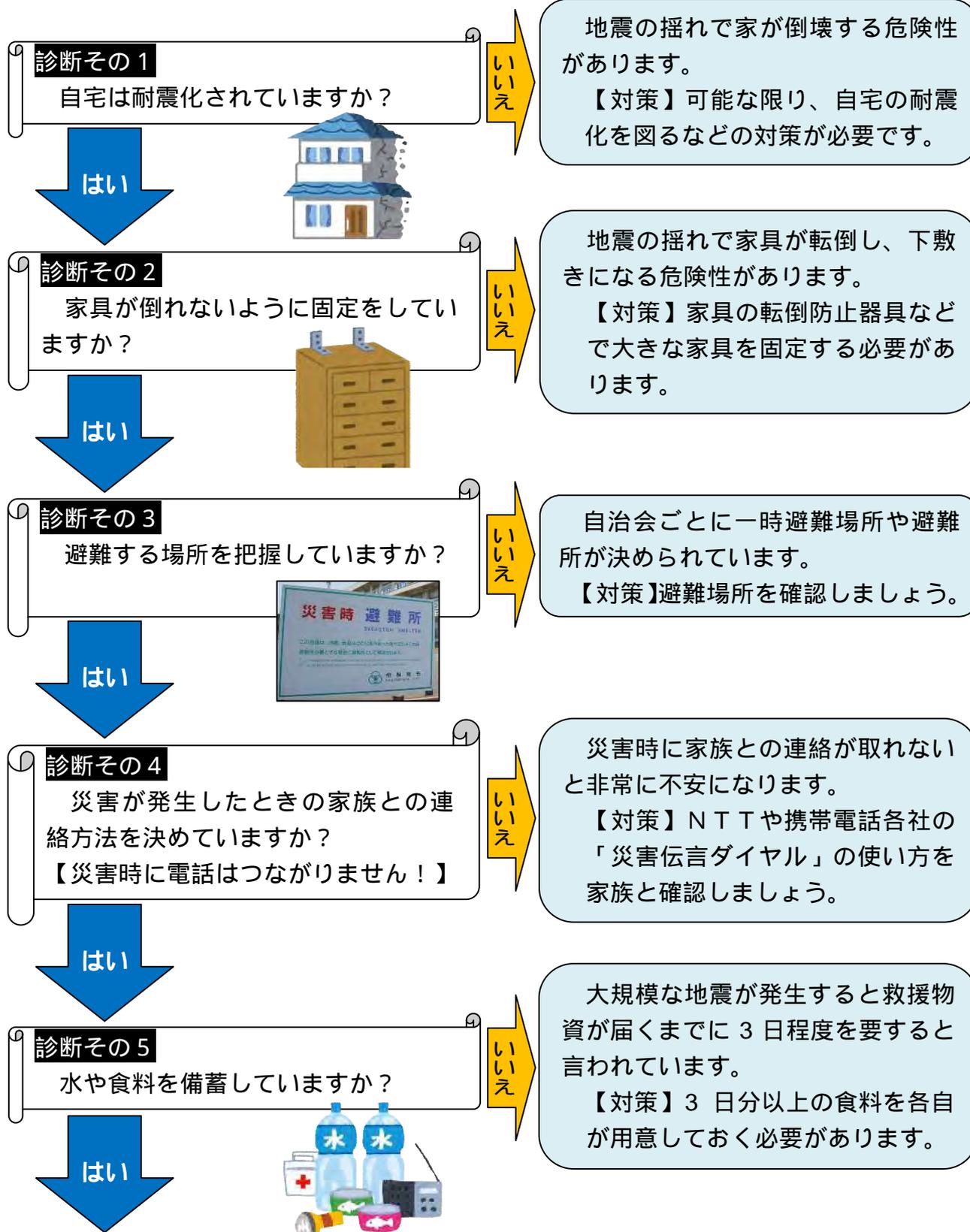
ための対策を検討し、まとめました。

まずは、あなたの家の防災診断を試みましょう！

次のページへ

わが家の防災診断(地震編)

～まずは、わが家の状況をチェックしよう～



あなたの診断結果は「良好」です！災害時には地域の人を助ける側になります。
ご自身の取組みを津久井地区の皆さんにも伝えましょう！
また、自主防災組織などの活動に積極的に参加しましょう！

2 用語の説明

自助・共助・公助

種別	意味
自助	自らの身は自らで守ること。 救助される側でなく、救助する側になることができます。
共助	自分たちのまちは自分たちで守ること。 隣近所や自治会、自主防災組織での活動などを言います。
公助	消防、警察、自衛隊や市役所などの公的な対応のこと。

大雨に関する情報



気象情報	内容	災害の危険度
大雨注意報	大雨による災害が起こるおそれがあるときに気象庁が発表する情報です。	
大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがあるときに気象庁が発表する情報です。	
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに気象庁と神奈川県が共同で発表する情報です。	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想されるときに気象庁が発表する情報です。	

土砂災害に関する用語



用語	意味
土砂災害	がけ崩れ、土石流、地すべりの総称です。
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害のおそれがある区域で神奈川県が指定します。
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域で神奈川県が指定します。

避難に関する情報



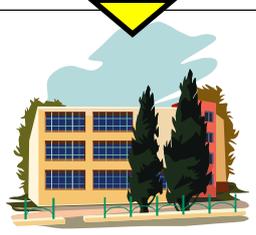
発令の種類	避難の行動	緊急度
避難準備情報	発令対象地域の方で「避難に時間がかかる方」や「避難に際して介助が必要な方」は、家族や近所の方と協力して避難行動を開始してください。 それ以外の方は、家族との連絡や非常時持出し品の確認など避難行動の準備をしてください。	
避難勧告	避難対象地域の方は、あらかじめ決めておいた避難場所への避難行動を開始してください。	
避難指示	非常に危険な状態なので、避難をしていない方は、大至急避難してください。避難場所に避難することが困難な場合には、鉄筋コンクリート等の堅固な建物の2階以上の斜面から離れた部屋に避難するなど、生命を守るための行動をしてください。	

施設の名称

【地震のとき】

名称	内容	避難の流れ
いっとき 一時避難場所	地震発生後、災害の推移を見守るため、地域住民が一時的に避難する場所です。 (各自治会が指定します。)	
広域避難場所	地震に伴う火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる広い場所です。	
避難所	災害により家屋が倒壊・焼失したときに避難生活をする場所です。	
福祉避難所	避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる施設です。 (発災3日後を目途に運営体制が整った施設から順次開設します。)	

【風水害のとき】

名称	内 容	避難の流れ
風水害時 避難場所	大雨による土砂災害などから一時的に逃れるために避難する場所です。	
避難所	災害により家屋が倒壊したときなどに避難生活をする場所です。	

【その他の施設】

名称	内 容	使用する災害
救護所	医師、看護師などが待機して応急手当など簡易な処置をする場所です。	
一時滞在施設	地震等の災害により電車等の公共交通機関が運行を停止した場合において、駅前などに滞留している人を一時的に留めておくための施設です。	

3 津久井地区における災害

津久井地区ではどんな災害の危険があるの？

～ 地震 ～



- ・地震はいつどこで起きるか分かりません。
- ・緑区を震源とする地震が発生したとき、津久井地区で想定される被害（市の調査結果）は次のとおりです。

津久井地区では、**最大震度 6 強**の揺れが想定されています。

犠牲者が **30 名**となることが想定されています。

全壊する家が **470 棟**となることが想定されています。

【小学校区別の被害予測結果の詳細（相模原市西部直下地震）】

小学校区	建物総数	家の被害		人口 (夜間)	死者	重症者	軽傷者	避難者 (1週間後)
		全壊	半壊					
青根	453	16	87	1,247	1	1	11	68
青野原	984	53	185	2,794	3	4	28	251
串川	2,538	92	385	6,493	6	7	60	503
津久井中央	1,469	69	237	3,603	4	6	39	319
鳥屋	1,048	21	128	2,872	1	2	19	172
中野	4,578	179	665	10,772	12	15	109	896
根小屋	1,267	40	169	3,395	3	3	27	254
合計	12,337	470	1,856	31,176	30	38	293	2,463

【震度の目安】

震 度	揺れと被害
震度 4	怖いと感じる。眠っている人は目を覚ます。 吊り下げ物が大きく揺れる。座りの悪い置物が倒れる。
震度 5 弱	物につかまりたいと感じる。 棚から物が落ちることがある。
震度 5 強	棚から物が落ちる。 固定していない家具が倒れることがある。
震度 6 弱	立っているのが難しい。 窓ガラスや壁のタイルが破損、落下する。
震度 6 強	<u>はわないと移動できない。</u> <u>固定していない家具のほとんどが倒れる。</u>
震度 7	耐震性の低い建物が倒壊する。(木造の方が倒壊しやすい。)

～ 土砂災害 ～



- ・ 日頃は、美しい景色である山々も、ひとたび大雨が降ると土砂災害の危険性が潜んでいます。
- ・ 台風などが接近しているときは、情報入手、早めの避難行動を行うことが必要となります。

津久井地区では、**土砂災害のおそれがある区域**が多くあります。

大雨が降ると、**道路が通行止め**になります。

がけ崩れにより道路が寸断されると**集落が孤立**するおそれがあります。

台風などは事前の予測が可能のため、正しい情報を入手し、早めの避難を行うことで被害を防ぐことができます。

【こんなときは土砂災害が発生する危険があります！】

土砂災害の種類	内 容	土砂災害の前ぶれ
がけ崩れ	急な斜面が突然崩れる。	がけや斜面から水がわき出る。 地下水から湧水が濁る。 小石がパラパラ落ちる。 斜面にひび割れができる。 異様なにおいがする。
土石流	沢などに溜まった大量の土砂と水が一気に流れ出す。 強い力とスピードで進行方向にあるものをのみ込み、破壊する。	川の水が濁る。 流木が流れてくる。 川の水位が急激に下がる。 山鳴りがする。
地すべり	広範囲の斜面が滑り出す。 一度に広範囲で起こるので大きな被害になる。	井戸や沢の水が濁る。 地面にひび割れや陥没ができる。 がけや斜面から水がわき出る。 地鳴りや山鳴りがする。

このような状況に気が付いたら、消防署や現地対策班に連絡します。

～ 大雪 ～



・平成 26 年 2 月の大雪では、津久井消防署の青根出張所で 104 センチメートルの積雪を観測しました。

生活道路などを除雪する必要があります。

急な斜面では、**なだれが発生**する危険性があります。

積雪により道路が通行できなくなると**集落が孤立**するおそれがあります。

【大雪の対策】

大勢が使用する幹線道路から外れた生活道路は、利用者が除雪する。
家の出口をこまめに除雪する。
屋根からの落雪やなだれに気を付ける。
地域で協力して消火栓回りの除雪をする。
除雪作業は 1 人で行わず、近所の皆さんと行うことを心がける。

【平成 26 年 2 月の大雪（緑区青根地内 国道 413 号）】



4 災害時にどう動くか！

～地震編～

地震発生

- ・ 棚から物が落ちてきます。
- ・ 停電することがあります。
- ・ 家がゆがみドアや窓が開かなくなることがあります。

まずは、自分の身の安全を守ります。

- ・ 落下物から身を守る。
- ・ 火の始末をする。
- ・ 出口を確保する。

一時避難場所へ避難して、災害の推移を見守ります。

- ・ 「黄色い小旗」をポストに掲げる。
- ・ 近隣に声を掛け合って避難する。

隣近所で安否の確認をします。 (P 11 へ)

- ・ 近隣の方の安否を確認する。
- ・ 災害伝言ダイヤルで自分の安否を登録する。
- ・ 外出している人は災害伝言ダイヤルで家族の安否を確認する。

助けが必要な人を支援します。

- ・ 火災が発生していれば、初期消火をする。
- ・ 建物に閉じ込められた人を救出する。
- ・ けがをした人を手当する。
- ・ 救出・救護が困難なときは、119番通報します。

(自宅が被害にあったときは、) 避難所に向かいます。

- ・ 自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。
避難所の運営は、避難所運営協議会が中心になって行います。

次のページへ

単位自主防災隊ごとに地域の災害に対応します。

(市内で震度 5 弱以上の地震を観測したときなどに活動します。)
揺れの目安は P 6 参照

役職	主な役割等
隊長	<ul style="list-style-type: none"> 地域の被害状況を把握します。 隊員に活動の指示をします。 (初期消火、避難誘導、災害時要援護者支援など)
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> 隊長を補佐します。
防災部長	<ul style="list-style-type: none"> 隊長を補佐します。 災害活動に対する支援や協力をします。

自主防災組織での役割を考慮します。

【主な連絡先】

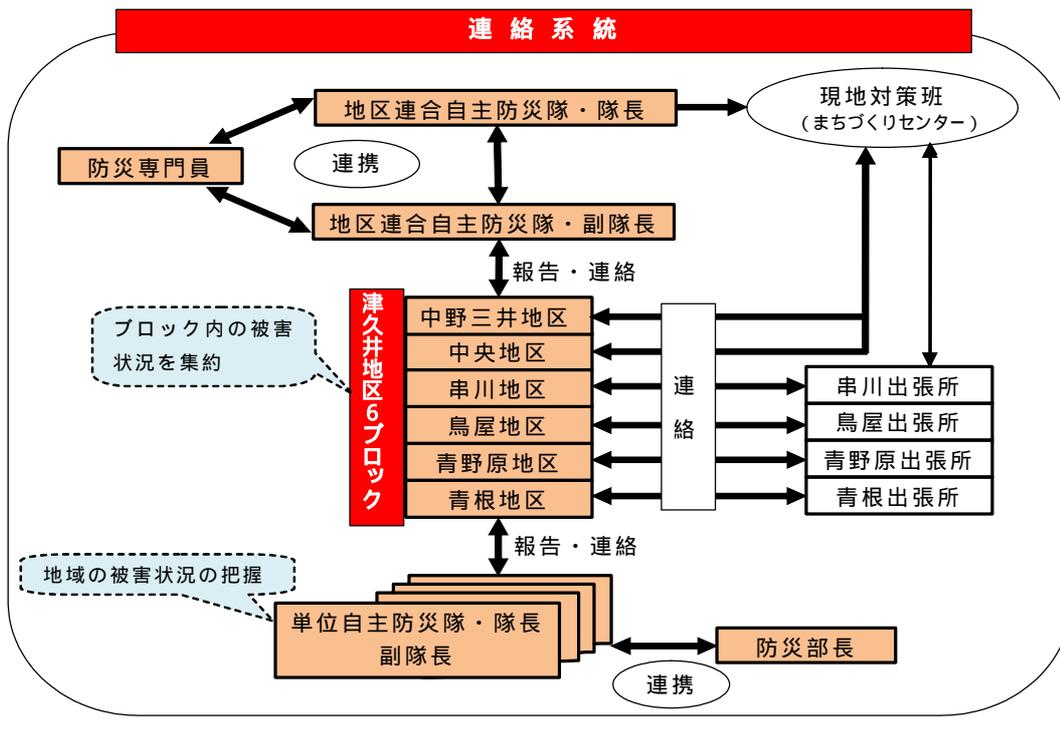
・人命に関すること(火災、救急・救助等) 119番通報します。

単位自主防災隊は、他の関係団体と連携して対応します。

- ・知り得た情報は、市現地対策班又は出張所に連絡します。
- ・地域の民生委員等と知り得た情報を共有します。
- ・安否不明者の情報などは、消防・警察・自衛隊などと共有します。

地区連合自主防災組織として災害に対応します。

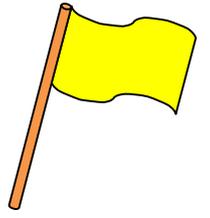
単位自主防災隊での活動に一定の目途がついた後は、連合自主防災組織の活動に移行します。



安否確認の方法 ~黄色い小旗の活用~

大規模な災害が発生すると、電話が使えなくなり、家族との連絡や地域の方々との連絡が困難になります。

災害による被害を減らすためには、家族や近隣にお住まいの方の安否を速やかに確認し、市や消防・警察などと情報を共有することが必要です。



津久井地区の自治会では「黄色い小旗」を活用して、安否の確認や支援が必要な人を速やかに把握します。

【黄色い小旗とは・・・】

大地震が発生したときに家族が無事であった場合、外から見やすい玄関等に「黄色い小旗」を掲げることで、支援が必要な世帯を早期に把握し、救助者が効率的に救助活動を行えるようにするための安否確認支援事業です。

【黄色い小旗の活用方法】

大地震が発生した時には、まず自身の身の安全を守ります。

地震の揺れがおさまったら、火の元を確認し、出口を確保します。

非常用持ち出し袋を持って、一時避難場所へ避難します。

また、自宅が安全と判断したときは自宅に留まります。

このときに黄色い小旗をポストなどの外から見やすい場所に掲げます。

一時避難場所では、余震などに備えるとともに、近隣の皆さんでお互いの安否を確認して安否が不明な人を把握し、協力して支援を行います。

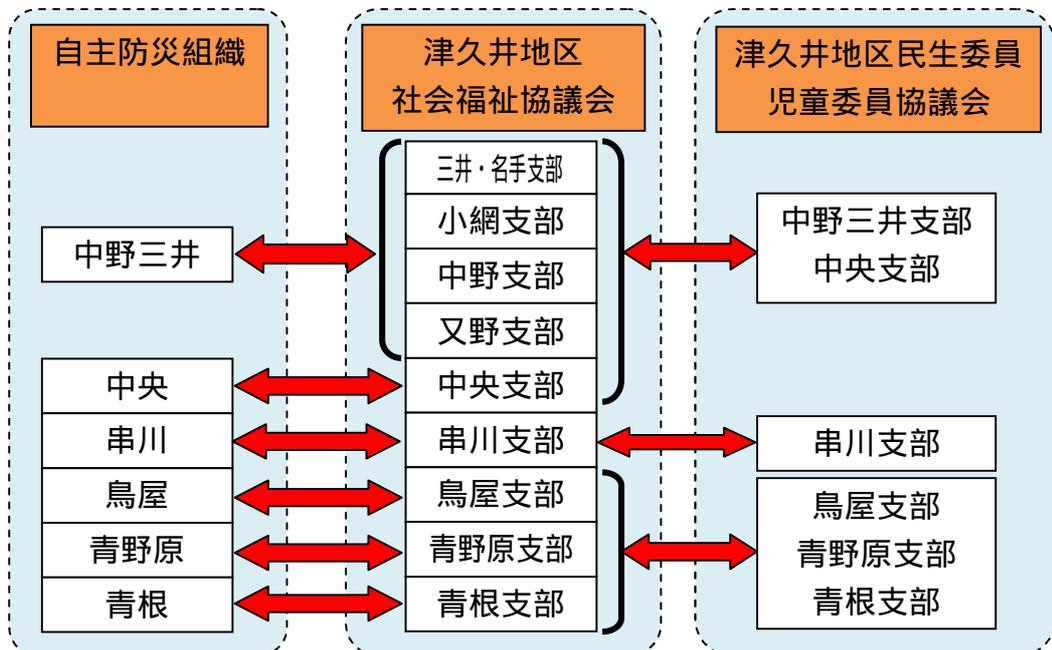
安否を確認するときは、黄色い小旗を掲げていない家を優先に確認します。

消防・警察・自衛隊などは、概ね3日間、人命救助を最優先にして活動を行いますので、黄色い小旗についても発災後3日間程度は掲げるようにしましょう。

【関係する機関との情報共有】

災害時には、地域の皆さんをはじめ、消防・警察・自衛隊・行政に加え、地域の民生委員なども安否の確認を行います。そのため、把握した情報は、関係する機関とも共有しておくことがとても重要です。

~連絡体制~



天気予報などで台風の接近や大雨が降る予報が出ている。



こまめに気象情報を確認します。

- ・事前に避難する場所（親戚・知人宅、自治会館等）を確認する。
土砂災害警戒区域内の建物には避難しない。
- ・テレビ、ラジオ、防災メール（携帯電話）、ホームページ（気象庁）を確認する。



注意報や警報などが発表されたら・・・。

- ・大雨・洪水注意報・・・外の様子に注意
- ・大雨・洪水警報・・・避難の準備、自治会館の開設を検討
- ・土砂災害警戒情報・・・土砂災害警戒区域に住んでいる人は避難を開始（隣近所で声を掛け合って避難する）

- ・避難準備情報・・・避難に時間がかかる方は、避難を開始する。
- ・避難勧告・・・がけや川の近くの方は、避難を開始する。



風水害時避難場所へ避難を開始する。

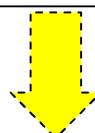
【避難が必要な人】

- 自宅が土砂災害警戒区域の中にある方
- 串川・道志川が氾濫したときに自宅が浸水するおそれがある方
- その他、自宅での待機が不安な方



避難することがかえって危険なときは・・・。

- ・自宅のがけや川から離れた2階以上の部屋で待機する。



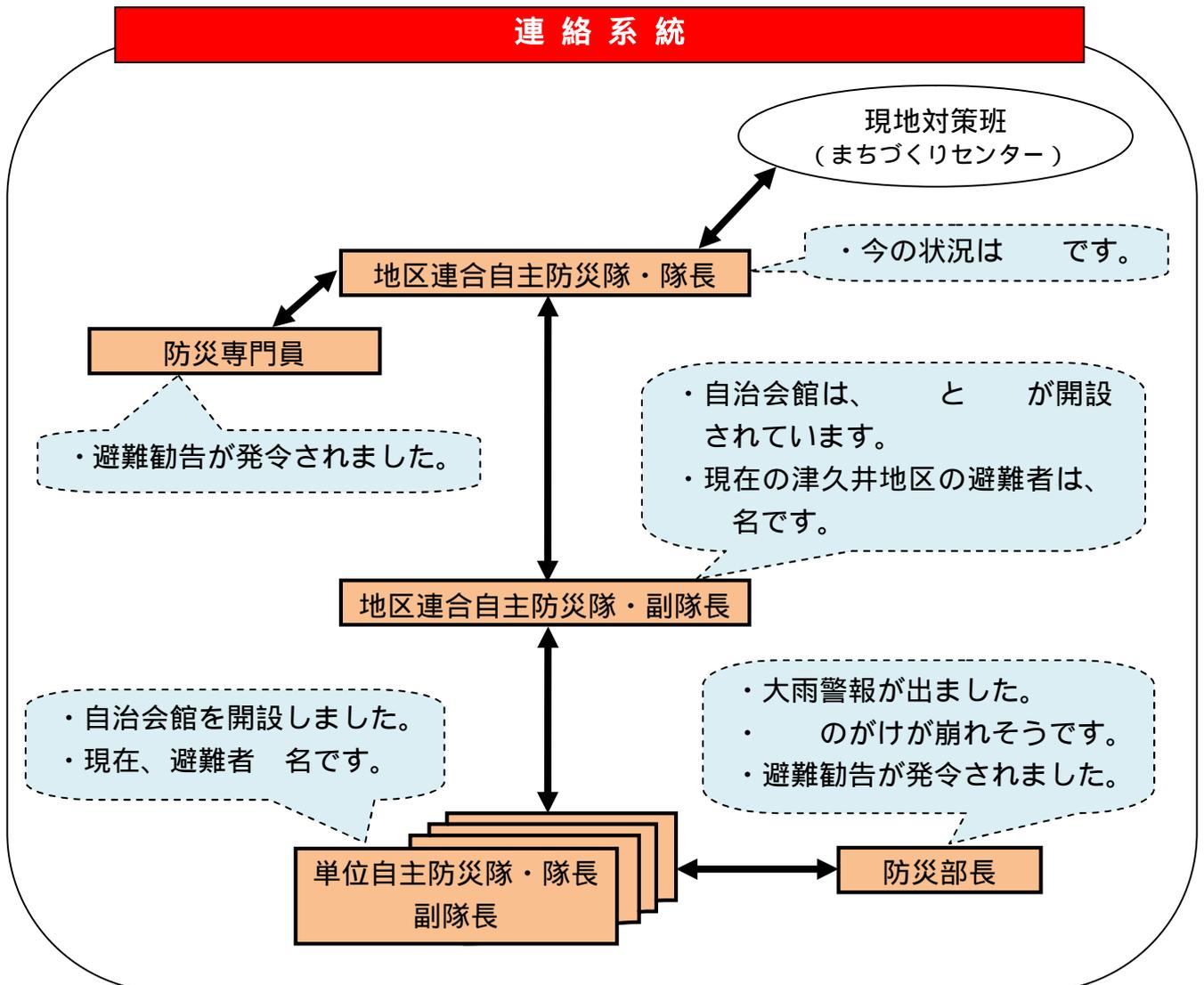
土砂災害が発生

（自宅が被害にあったときは、）避難所に向かいます。

- ・自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。
避難所の運営は、避難所運営協議会が中心になって行います。

自主防災隊の役割(風水害)

	役職	役割等
地区 連合 自主 防災 隊	地区連合自主防災隊・隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策班(まちづくりセンター)との連絡調整 ・避難勧告等の発令状況の伝達 ・避難所の開設状況の連絡
	地区連合自主防災隊・副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊長の補佐 ・単位自主防災隊長との連絡
	防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊長の補佐 ・災害対策に関する地区連合自主防災隊長への助言 ・気象情報、防災情報の把握・連絡
単位 自主 防災 隊	単位自主防災隊・隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害時避難場所の開設 ・地区連合自主防災隊・副隊長との連絡
	単位自主防災隊・副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自主防災隊長の補佐 ・地域の被害状況把握
	防災部長	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自主防災隊長の補佐 ・地域の被害状況把握 ・気象状況の把握・連絡



自治会館の開設手順

土砂災害から身を守るためには、早めの避難が重要です。

避難は、市が開設する公共施設のみではなく、親戚・知人宅をはじめ、自治会館・集会所なども活用するとより効果的です。

自治会館・集会所が避難する場所として適切かどうかを事前に確認しましょう。

【開設する自治会館の条件】

施設が土砂災害警戒区域などの危険な区域の外にある。

(土砂災害警戒区域などの危険区域内の施設は、使用しない。)

自治会により施設の開錠が可能である。

地域の住民が避難できるスペースがある。

【自治会館を開設するとき】

市が避難に関する情報(避難準備情報、避難勧告・指示)を発令したとき

土砂災害警戒情報が発表されたとき

地域の方から避難したい旨の連絡を受けたとき

その他、避難場所の開設が必要と自主防災組織の隊長等が判断したとき

【自治会館開設のイメージ】

手順	気象の状況	活動のイメージ	自主防災組織の活動
1	大雨注意報発表	気象情報に注意する	
2	大雨警報発表	無線機の電源を入れる (情報連絡体制を確立)	
3	土砂災害警戒情報発表	自治会館を開設(避難者受入) 開設した旨を市現地対策班 又は出張所に電話連絡	
4	避難準備情報 避難勧告 避難指示	発令 随時、避難者の状況を連絡	



左の欄に記載した活動のイメージを参考に
各自主防災組織での活動を記入しましょう。

～大雪編～

天気予報などで雪が降る予測がされている。



こまめに気象情報を確認します。

- ・ 除雪に必要なスコップなどの機材を用意します。
- ・ 孤立するおそれのある地域では、食料や薬等の備蓄状況を確認します。



注意報や警報などが発表されたら・・・。

- ・ **大雪注意報** ...数センチ程度の雪が積もる可能性があります。
外の様子に注意し、玄関前はこまめに除雪します。
- ・ **大雪警報** ...数十センチ程度の雪が積もる可能性があります。
車での外出は避けましょう。
近隣の方々と協力して生活道路の除雪を行います。



近隣の皆さんと協力して除雪を行います。

- ・ 生活道路を中心に協力して除雪作業を行います。

【参考】市が行う除雪対策（市は優先順位を付けて除雪を行います）

国道・県道及び幹線市道などを除雪（緊急輸送道路の確保）

主要な施設（病院、駅等）へのアクセス道路を除雪

道路交通ネットワークを補完する道路・坂道などがある道路の除雪

その他の道路を除雪



被害のおそれがあるときは・・・。

- ・ **孤立するおそれがある** ...備蓄品を確認します。
自主防災組織の隊長などに連絡し、協力して除雪などを行います。
- ・ **なだれ注意報が発表された** ...急な斜面でなだれが発生する可能性があります。
がけの近くにお住まいの方は、避難しましょう。

5 日頃からの災害への備え ~災害による被害を軽減するためには~

(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み

家族防災会議を開催しましょう！

家族防災会議では、災害に備えて、家族で日頃から次の事項を話し合います。

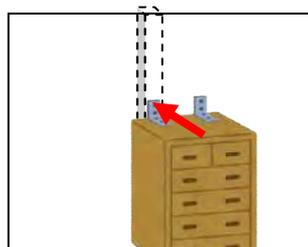
- 災害発生時にしなければならないこと（火の始末など）
- 家族との連絡の方法や集合場所
- 避難場所や避難経路の確認
- 備蓄品と非常持出し品の用意（粉ミルクや常備薬など）
- 地域での協力（隣人の安否確認など）

家具の転倒防止対策を行いましょ！

家具の転倒防止器具を購入し、大きい家具を固定する。
窓ガラスの飛散防止を行う。

【家具の転倒防止のポイント】

- ・必ず強固な柱などに固定しましょう。
- ・石膏ボードなどへの固定では地震の揺れで倒れることがあります。



~地域で取り組むとより効果的に！~

高齢者等、個人で家具の固定などができない方を支援する。

非常持出し品を準備しましょう！

次の一覧表を参考に非常持出し品を準備します。

非常持出し品 (例)	笛や携帯ブザー ライター・マッチ 懐中電灯・ラジオ・乾電池・軍手 毛布（アルミシートでも可） 現金・貴重品、免許証・保険証 常備薬・お薬手帳・緊急連絡カード 生理用品 など
---------------	--



~地域で取り組むとより効果的に！~

防災訓練時などに各自の非常持出し品を確認し合う。

(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み

災害時の連絡体制を構築しましょう！

P11の連絡体制を構築するため、災害時の連絡網を作成します。
「津久井地区災害時連絡網」により関係団体との連絡先を共有します。

黄色い小旗の活用を徹底しましょう！

津久井地区では、災害時の安否確認などを効率的に行うため、「黄色い小旗」を有効に活用する必要があります。

防災訓練のときなどは、相互に声を掛け合い、地域ぐるみで「黄色い小旗」の活用を徹底します。



自治会内の世帯数、人数を把握しましょう！

災害時の安否確認などを効率的に行うためには、自治会単位などに世帯数等を把握しておくことが必要です。

日頃から名簿などを作成し、災害時に備えておきましょう。

なお、災害時要援護者の名簿づくりに当たっては、個人情報の取扱いなどに配慮する必要がありますので、市が作成している「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を活用しましょう。

(3) 災害の発生を想定した防災訓練の実施

災害時に適切な行動をとるためには、日頃から災害が発生した時の行動を意識しておくことが必要です。

津久井地区での災害による犠牲者をなくすためには、地域の防災訓練に多くの方が参加し、災害時の行動を確認できるような訓練を行うことが重要です。



津久井地区で実施しておくべき訓練

地震を想定した訓練

訓練項目	訓練内容
避難誘導訓練	地震が発生した直後の避難場所、避難経路などを確認する訓練です。災害時に支援が必要な方を避難場所まで誘導する訓練なども含まれます。
安否確認訓練	災害発生時に速やかに住民の安否を確認する訓練です。あらかじめ決めておいた手段が災害時にうまくいくのかを確認します。避難誘導訓練と合わせて実施するとより効果的です。
初期消火訓練	地震が発生した際は、同時多発的に発生する火災等に対応するため消防などの到着が遅くなります。そのときの住民による消火活動を訓練します。
避難所運営訓練	地震により自宅が倒壊したときなどは、避難所で生活することになります。避難所をどのように使っていくのか、備蓄品を活用した仮設トイレの組み立てや炊き出しの方法などを確認します。

土砂災害を想定した訓練

訓練項目	訓練内容
避難誘導訓練	土砂災害から身を守るためには、早めの避難が必要です。避難をするタイミングや風水害時避難場所までの安全な避難経路などを確認します。
情報伝達訓練	避難者の人数や避難した場所などは、市などの関係機関に連絡する必要があります。単位自主防災組織から連合自主防災組織、連合自主防災組織から市への連絡体制などを確認します。

災害により集落が孤立したことを想定した訓練

訓練項目	訓練内容
情報伝達訓練	孤立対策推進地区には電話が使えない時にも使用できる「衛星携帯電話」が配備されているので、その使い方を確認します。
備蓄機材の取扱い訓練	孤立対策推進地区には、衛星携帯電話のほか、チェーンソーや救助工具セットなどの機材を備えています。その取扱い方法も確認します。

その他の訓練

防災訓練は多くの方が参加して災害時の行動を確認することが重要です。また、時には楽しみながら災害のことを考えることも地域の防災力を高めるための一つの方法です。

そのためには防災訓練にレクリエーション機能を持たせた訓練なども検討する必要があります。例えば、運動会と防災訓練を融合させた「防災運動会」や避難所での宿泊を体験する「避難所キャンプ」、「非常食試食会」、地域のイベントと連携した防災訓練などもその一つです。

【防災訓練の進め方チェックリスト】

手順	内容	具体的な実施事項等
1	津久井地区で想定できる災害を確認	P 6「津久井地区における災害」を確認します
2	地域住民がやっておくべき訓練を検討	過去の訓練内容を確認します 想定する災害を決めます 訓練を通じて住民に伝えたいことを検討します 市（まちづくりセンター、消防署等）に相談します
3	訓練の目的（テーマ）を決める	訓練を通じて、最も住民に伝えたいことを決めます
4	訓練の日時・場所を決める	自治会の都合等を勘案して日にちを決める 訓練の時間を決める 他の行事と合わせて実施することも検討する 訓練を実施する場所を決める 事前の予約が必要な施設は予約する
5	訓練の対象者を決める	訓練目的に合わせて訓練対象者を決める 訓練の指導者（消防署・消防団等）を決める 関係機関（市、警察等）の参加の必要性を検討する
6	必要な資機材を決める	自主防災組織の備蓄品を確認する 必要な物品の準備を市に依頼する
7	市に申請書を提出する	防災訓練等実施申請書を消防署に提出する
8	住民に周知する	資料を作成し、回覧板等で対象者に周知する
9	事前の調整をする	消防署等と訓練の内容について事前に調整する 自主防災組織内での役割分担を決める
10	訓練を実施する	訓練を実施
11	訓練を検証する	訓練でよかったこと、改善が必要なことなどを確認し、次回の訓練に反映する

(4) 継続的に津久井地区の防災力を向上させる取組み

自主防災隊の隊長・防災部長などの防災教育

自主防災組織の隊長・防災部長への防災教育

災害発生時や訓練のときにリーダーとなる自主防災組織の隊長や防災部長を対象に、災害に関する知識をより一層深めるための研修等を実施します。また、隊長に変更があった場合についても、旧隊長から新しい隊長に対して、これまでの取組み状況、課題となっている事項を引き継ぎます。

地震や風水害に関する基礎知識を深めるため、市が行っている「生涯学習まちかど講座」を利用するなどして、研修などを行います。

隣接する自主防災組織との合同防災訓練の実施

津久井地区の防災力を向上させるためには、他の地域の取組みを参考にして取り入れることも必要となります。

隣接する自治会などと合同訓練を実施することにより、相互の取組みを共有し、連携を深めます。

ハザードマップ説明会の実施

津久井地区には沢やがけ地が多く存在し、また、串川や道志川も流れているため、水害や土砂災害への備えが必要です。

市が作成しているハザードマップの見方や使い方などを自主防災組織が中心となって説明し、地域ぐるみで水害や土砂災害の対策について理解を深めます。

津久井地区防災計画を見直す

災害時や訓練時にうまくいかなかったことなどは、その解決策を検討し、訓練などを通じて繰り返し改善していくことで、地域の防災力を向上させることができます。

津久井地区では、年1回以上、この計画の内容を確認する機会を設け、必要に応じて修正を行います。

計画を修正する場合

計画の内容に影響のない軽微な修正は、地区連合自主防災組織の隊長やまちづくり会議等へ報告して行います。

計画内容の変更を伴う修正については、自主防災組織の隊長などで内容を検討し、まちづくり会議の意見を聴取して行います。

津久井地区防災計画検討協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会は、津久井地区防災計画検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、津久井地区における防災活動の方向性等について会議等で検討し、その結果を計画書としてとりまとめ、隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動により、防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 本協議会は、津久井地区連合自主防災隊、同地区社会福祉協議会及び同地区民生委員児童委員協議会から推薦された者をもって構成する。

2 構成員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。

3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 本協議会の会長は津久井地区連合自主防災隊隊長とし、副会長は同地区連合自主防災隊副隊長とする。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期によるものとする。

3 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長により指名された副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務めるものとする。

3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第6条 会議の議論等において個別の情報等を取り扱うことがあるため、会議は原則非公開とし、会長が必要と認める場合に限り、公開とすることができる。

(委任)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

本協議会の事務局は、相模原市危機管理局及び緑区役所津久井まちづくりセンターに置く。
この会則は、平成27年5月27日から施行する。

【 構 成 員 】

団 体 等	
1	津久井地区連会自主防災隊長
2	津久井地区連会自主防災隊副隊長
3	津久井地区連会自主防災隊副隊長
4	津久井地区連会自主防災隊役員
5	津久井地区連会自主防災隊役員
6	津久井地区連会自主防災隊役員
7	津久井地区連会自主防災隊役員
8	津久井地区連会自主防災隊役員
9	津久井地区連会自主防災隊役員
10	津久井地区連会自主防災隊役員
11	防災専門員
12	防災専門員
13	津久井地区社会福祉協議会副会長
14	津久井地区民生委員児童委員協議会会長

【その他出席者】

1	津久井地区老人クラブ連合会会長
2	津久井地区老人クラブ連合会副会長

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成27年 2月	検討協議会構成員の選任等
第1回計画検討協議会	平成27年 5月	検討内容等
第2回計画検討協議会	平成27年 6月	検討内容等
第3回計画検討協議会	平成27年 7月	検討内容等
第4回計画検討協議会	平成27年 9月	検討内容等
第5回計画検討協議会	平成27年10月	検討内容等
第6回計画検討協議会	平成27年11月	検討内容等
まちづくり会議	平成27年12月	津久井地区防災計画の策定